

(別添様式2) 日本品質・真正品認証 申請者提出書類

記入の手引き

一般社団法人 レジリエンスジャパン推進協議会

## 目 次

### 1. 日本品質・真正品認証・登録実施要領第3条の「3. 認証・登録の基準及び基本的要件等」について

#### (1) 申請者の要件について

第3条の「3-1. 申請者」について

要件1. 日本国内での法人格を有すること。

要件2. 申請商品に係る品質管理体制を有し、且つ、事業活動に伴う環境への負荷の低減などの環境への配慮が認められること。

#### (2) 認証・登録基準について

第3条の「3-2. 認証・登録基準の3-2-1. 対象商品」について

要件3. 申請商品が日本発の商品であること。

第3条の「3-2. 認証・登録基準の3-2-2. 認証・登録基準」について

要件4. 申請商品が本制度が認める既存の品質関連の認証制度において認証取得していること。又は、申請商品の生産者が、申請商品の品質に係る自己基準であって申請商品の品質に係る公的基準や業界基準と同等以上の水準の自己基準を有し、それを満たしていること。

要件5. 申請商品の原材料の調達方法が明確かつ適法であること。

要件6. 申請商品が適用される安全基準を満たしていること。

要件7. 申請商品が、その製造及び流通から廃棄後のリユース、リデュース、およびリサイクルまでの製品ライフサイクルに応じた環境への配慮が認められるか、又はその計画が認められること。

要件8. 申請商品がリコールの対象になっていないこと。

要件9. 申請商品が商標権等の知的財産権に関わり重大な問題が生じていないこと。

要件10. 申請商品が関連する法規制を順守していること。

### 2. 申請商品に固有の優れた品質及び申請商品に係る受賞歴等について

要件11. 申請商品に固有の優れた品質の明示

要件12. 申請商品に係る受賞歴

## 1. 日本品質・真正品認証・登録実施要領第3条の「3. 認証・登録の基準及び基本的要件等」について

日本品質・真正品認証・登録実施要領第3条の「3. 認証・登録の基準及び基本的要件等」について、以下の項目のそれぞれの求めに応じて、(別添様式2)日本品質・真正品認証申請者提出書類(以下、「申請者提出書類」という。)のチェック項目欄にチェックを行い、記述欄に記述を行い、また、添付が必要とされた資料について、(別添資料3)添付資料整理表(以下、「整理表」という。)への記入を行ったうえ、その添付を行ってください。

例えば、申請者提出書類に記載されたそれぞれの要件に係る<必須事項>について、チェック項目の該当項目にチェックを行い、さらに、当該チェックに対応する<必要事項>のそれぞれに関して、該当記述欄への記述や、整理表に記入のうえでの各資料の添付を行ってください。

尚、資料の添付を行う場合、添付資料整理表(別添様式3)に必要事項を記入し、その記入上の注意点にしたがって、それらをまとめてご提出ください。

### (1) 申請者の要件について

#### 第3条の「3-1. 申請者」について

##### 要件1.

日本国内での法人格を有すること(法人格要件)。

##### <必須事項1>

法人格要件について、申請者提出書類の次に示すチェック項目1の何れかにチェックを行い、チェックを入れる項目の直下に示される必要事項にしたがってください。

##### (チェック項目1)

##### 日本国内での法人格を有する

##### <必要事項1-1>

法務局が発行する商業・法人登記における現在事項証明書(申請の日の3か月以内に発行のもの。コピーも可。)を資料(添付資料1-1)として添付してください。

##### 個人事業主であって、法人格を有していない

##### <必要事項1-2>

例えば、国内事業所としての開業届出書、既存の会社案内やホームページのコピー等、日本国内を本拠地として当該申請に係る商品の事業を行っていることがわかる資料(添付資料1-2)を添付してください。

要件 2.

申請商品に係る品質管理体制を有し、且つ、事業活動に伴う環境への負荷の低減などの環境への配慮が認められること（品質管理及び環境配慮要件）。

<必須事項 2-1>

品質管理及び環境配慮要件に係り、先ず、申請者が中小企業者に該当するか否かを示していただきます。

「日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補足 その1」の「3-1. ②中小企業者について」を参照し、それにしたがって、申請者提出書類の次に示すチェック項目 2-1 の何れかにチェックを行ってください。そして、「中小事業者である」にチェックを入れる場合には、その直下に示される必要事項 2-1 にしたがってください。

(チェック項目 2-1)

中小事業者である

<必要事項 2-1-1>

申請者が中小企業者に該当するか否かの観点から、①申請者における資本金の額又は出資の総額、②常時使用する従業員の数、③業種（別添様式1）日本品質・真正品認証 申請書に記載の業種であって、日本標準産業分類（総務省）（平成25年10月改定）の小分類にしたがい選択された業種）とそれが確認できる資料を、（添付資料 2-1-1）として、添付してください。

中小企業者ではない

<必須事項 2-2>

次に、申請商品に係る品質管理体制を有する観点、及び、事業活動に伴う環境への負荷の低減などの環境への配慮の観点から、申請者提出書類の次に示すチェック項目 2-2 の何れかにチェックを行ってください。次いで、チェックを入れる項目の直下に示される必要事項にしたがってください。

尚、最後の「いずれの認証も取得していない」にチェックを入れる場合、チェック項目 2-1 で「中小事業者である」にチェックを入れている場合には、その直下に示される必要事項 2-2-5-1～2-2-5-3 にしたがってください。

(チェック項目 2-2)

JAB 認定による ISO 9001 の認証を取得

<必要事項 2-2-1>

認証取得の証しとなる資料を、（添付資料 2-2-1）として、を添付してください。

JAB 認定による ISO 14001 の認証を取得

<必要事項 2-2-2>

認証取得の証しとなる資料を、（添付資料 2-2-2）として、を添付してください。

一般財団法人持続性推進機構認定によるエコアクション21認証を取得

＜必要事項2-2-3＞

認証取得の証しとなる資料を、(添付資料2-2-3)として、を添付してください。

JAB認定によるISO22000の認証の取得

＜必要事項2-2-4＞

認証取得の証しとなる資料を、(添付資料2-2-4)として、を添付してください。

いずれの認証も取得していない

＜必要事項2-2-5-1＞

申請者の業種を説明する資料を、(添付資料2-2-5-1)として、添付してください。

＜必要事項2-2-5-2＞

JAB認定によるISO9001等上記認証の取得に係る検討が行われていることがわかる資料を、(添付資料2-2-5-2)として、添付してください。

＜必要事項2-2-5-3＞

2年以内の認証取得の計画がわかる資料を、(添付資料2-2-5-3)として、添付してください。

## (2) 認証・登録基準について

第3条の「3-2. 認証・登録基準の3-2-1. 対象商品」について

要件3.

申請商品が日本発の商品であること。

＜必須事項3-1＞

申請商品について、それが「日本品質・真正品認証・登録 実施要領 補則 その2」に示された中分類97の住宅に該当するかどうかについて、申請者提出書類の次に示すチェック項目3-1にチェックを行い、その申告を行ってください。

(チェック項目3-1)

申請商品は住宅である

申請商品は住宅ではない

＜必須事項3-2＞

申請商品について、当該商品に係る主要な生産工程(最終検査工程を含む)が日本国内で実施されることがわかる資料を、(添付資料3-2)として、添付してください。

<必須事項3-3>

申請商品について、それが日本で供給されることがわかる資料を、(添付資料3-3)として、添付してください。

<必須事項3-4>

申請商品について、例えば、商品カタログ等の、申請商品が独立して商取引可能な完成品又は部品であって、当該商品の生産工程内の最終検査を完了した最終製品であることがわかる資料を、(添付資料3-4)として、添付してください。

<必須事項3-5>

上記の必須事項3-1の(チェック項目3-1)でその「申請商品は住宅である」にチェックを入れる場合、次に示される申請者提出書類の(チェック項目3-5)にチェックを行ってください。そして、チェックを入れる項目の直下に示された必要事項にしたがってください。

(チェック項目3-5)

木構造の住宅であって、主要構造材(柱、梁、桁、土台)及び間柱(厚さ27mm以上のものに限る。)において(主要構造材に加え、構造用合板(壁に使用する厚さ12mmのもの並びに床に使用する厚さ24mm及び28mm以上のものに限る。))を含めることができる。)、材積の過半に相当する量以上に国産材を使用し、日本の気候風土に合った、国産材による家づくりが認められる

<必要事項3-5-1>

申請商品について、木構造の住宅であって、主要構造材(柱、梁、桁、土台)及び間柱(厚さ27mm以上のものに限る。)において(主要構造材に加え、構造用合板(壁に使用する厚さ12mmのもの並びに床に使用する厚さ24mm及び28mm以上のものに限る。))を含めることができる。)、材積の過半に相当する量以上に国産材を使用していることが分かり、且つ、それによって日本の気候風土に合った家づくりがなされていることが分かる資料を、(添付資料3-5-1)として、添付してください。

災害への備えとして、公的基準又は業界基準と同等以上の水準の耐震性が確保され、且つ、非常用電源の確保対策、給水対策、及び、下水道対策が講じられて、被災者を出さないための家づくりが認められる

<必要事項3-5-2>

申請商品について、公的基準又は業界基準と同等以上の水準の耐震性、非常用電源の確保対策、給水対策、及び、下水道対策について説明する資料を、(添付資料3-5-2)として、添付してください。

上記のいずれにも該当しない

<必須事項3-6>

申請商品の加工工程について、申請者提出書類の次に示すチェック項目3-6にチェックを行ってください。そして、「申請商品の加工工程の大部分が日本国外で実施される」にチェックを入れる場合には、その直下に示される必要事項3-6-1に、「申請商品の加工工程の大部分が日本国外で実施される」にチェックを入れる場合には、その直下に示される必要事項3-6-2にしたがってください。

(チェック項目3-6)

申請商品の加工工程の大部分が日本国外で実施される

<必要事項3-6-1>

申請商品について、その全加工工程における日本国内で実施される加工工程の割合が分かり、且つ、日本国内で実施される当該加工工程が、当該商品に係る主要な生産工程であることが分かる資料を、(添付資料3-6-1)として、添付してください。

申請商品の加工工程の大部分が日本国内で実施される

<必要事項3-6-2>

申請商品について、その全加工工程における日本国内で実施される加工工程の割合が分かり、且つ、日本国内で実施される当該加工工程が、当該商品に係る主要な生産工程であることが分かる資料を、(添付資料3-6-2)として、添付してください。

第3条の「3-2. 認証・登録基準の3-2-2. 認証・登録基準」について

要件4.

申請商品が本制度が認める既存の品質関連の認証制度において認証取得していること。又は、申請商品の生産者が、申請商品の品質に係る自己基準(以下、「製品基準」という。)であって申請商品の品質に係る公的基準や業界基準(以下、「公的基準等」という。)と同等以上の水準の製品基準を有し、それを満たしていること(以下、「既存認証取得要件」という。)

<必須事項4-1>

既存認証取得要件について、申請者提出書類の次に示すチェック項目4-1の何れかにチェックを行ってください。そして、チェックを入れた項目の直下に示す各必要事項にしたがってください。

(チェック項目4-1)

既存の品質関連の認証制度において認証取得している

<必要事項4-1-1>

当該既存の品質関連の認証制度の内容がわかる資料を、(添付資料4-1-1)として、添付してください。

<必要事項4-1-2>

前記既存の品質関連の認証制度について、当該認証取得の証しとなる資料を、(添付資料4-1-2)として、添付してください。

既存の品質関連の認証制度において認証取得していない

<必要事項4-2>

既存の品質関連の認証を取得していない場合、申請者提出書類の次に示すチェック項目4-2にチェックを行い、チェックを入れた項目の直下にある必要事項にしたがってください。

(チェック項目4-2)

申請商品の生産者が、当該申請商品の品質に係る自己基準(製品基準)であって当該申請商品の品質に係る公的基準や業界基準(公的基準等)と同等以上の水準の製品基準を有し、それを満たしている

<必要事項4-2-1>

製品基準を説明する資料、公的基準等を説明する資料、及び製品基準が公的基準等と同等以上の水準であることを説明する資料を、(添付資料4-2-1)として、添付してください。

申請商品について、公的基準等が存在しないため、上記チェック項目4-2の要件を満たしていない

<必要事項4-2-2>

申請商品の品質に係る自己基準を説明する資料、及び、当該自己基準を満たすことの証しとなる資料を、(添付資料4-2-2)として、添付してください。

要件5.

申請商品の原材料の調達方法が明確かつ適法であること。

<必須事項5-1>

申請商品の原材料の調達方法について、それが明確にわかる資料を、(添付資料5-1)として、添付してください。

<必須事項5-2>

申請商品の原材料の調達方法が適法であるか否かについて、その検討が申請者において行われたことがわかり、且つ、適法であるとの申請者の判断を説明する書面等の資料を、(添付資料5-2)として、添付してください。



要件 6.

申請商品が適用される安全基準を満たしていること。

<必須事項 6-1>

申請商品が適用される安全基準について、それらを申請者提出書類の対応箇所の下記のように設けられた空欄中に明示してください（行数は自由に増やしてください）。

併せて、当該安全基準の内容がわかる資料を、（添付資料 6-1）として、添付ししてください。

<必須事項 6-1 の安全基準の明示>

--

<必須事項 6-2>

申請商品が適用される安全基準を満たしていることの証しとなる資料を、（添付資料 6-2）として、添付してください。

要件 7.

申請商品が、その製造及び流通から廃棄後のリユース、リデュース、およびリサイクルまでの製品ライフサイクルに応じた環境への配慮が認められるか、又はその計画が認められること。

<必須事項 7-1>

申請商品について、その製造及び流通から廃棄後のリユース、リデュース、およびリサイクルまでの製品ライフサイクルを説明する資料を、（添付資料 7-1）として、添付してください。

<必須事項 7-2>

申請商品に係る、製品ライフサイクルに応じた環境への配慮について、申請者提出書類の次に示すチェック項目 7-2 にチェックを行ってください。次いで、チェックを入れる項目の直下にある必要事項 7-2-1、又は、必要事項 7-2-2-1 及び必要事項 7-2-2-2 にしたがってください。

（チェック項目 7-2）

申請商品について、既に、製品ライフサイクルに応じた環境への配慮がなされ、それが認

められる

<必要事項7-2-1>

申請商品について、製品ライフサイクルに応じた環境への配慮の内容を説明する資料及び当該配慮がなされていることの証しとなる資料を、(添付資料7-2-1)として、添付してください。

申請商品について、製品ライフサイクルに応じた環境への配慮のための計画がある

<必要事項7-2-2-1>

申請商品について、製品ライフサイクルに応じた環境への配慮に関し、その実現に向けた検討が行われていることがわかる資料を、(添付資料7-2-2-1)として、添付してください。

<必要事項7-2-2-2>

前記と併せて、製品ライフサイクルに応じた環境への配慮に関し、その実現に向けた計画を説明する資料を、(添付資料7-2-2-2)として、添付してください。

要件8.

申請商品がリコールの対象になっていないこと。

<必須事項8-1>

申請商品が関わるリコールについて、過去の情報も含め、リコール情報があれば、それを申請者提出書類の対応箇所の以下のように設けられた空欄中で説明するか(行数は自由に増やしてください)、または、関連する資料を、(添付資料8-1)として、添付してください。

--

<必須事項8-2>

申請商品がリコールの対象ではないことについて、申請者提出書類の次に示すチェック項目8-2のチェックを行い、その申告(確認)を行ってください。

(チェック項目8-2)

申請商品がリコールの対象になっていない

要件9.

申請商品が商標権等の知的財産権に関わり重大な問題が生じていないこと。

<必須事項 9 >

申請商品に係る、商標権等の知的財産権に関わる問題について、申請者提出書類の次に示すチェック項目 9 にチェックを行ってください。そして、「申請商品について、商標権等の知的財産権に関わる問題が生じている」にチェックを入れた場合、その直下に示される必要事項 9-1 および必要事項 9-2 にしたがってください。

(チェック項目 9)

申請商品について、商標権等の知的財産権に関わる問題は生じていない

申請商品について、商標権等の知的財産権に関わる問題が生じている

<必要事項 9-1 >

申請商品に係る、商標権等の知的財産権に関わる問題を説明する資料を、(添付資料 9-1) として、添付してください。

<必要事項 9-2 >

申請商品に係る、商標権等の知的財産権に関わる問題に関し、その解決に向けた検討が行われていること等を示したうえ、当該問題が重大ではないとした判断の妥当性を説明する資料を、(添付資料 9-2) として、添付してください。

要件 10.

申請商品が関連する法規制を順守していること。

<必須事項 10-1 >

申請商品が順守すべき法規制の中で、申請商品が属する商品類型一般に適用される法規制があれば、それらを申請者提出書類の対応箇所の以下のように設けられた空欄中に列挙してください。(行数は自由に増やしてください)

--

<必須事項 10-2 >

申請商品が現在、必須事項 10-1 で列挙した上記関連する法規制に違反していないことについて、申請者提出書類の次に示すチェック項目 10-2 にチェックを行い、その申告を行ってください。

(チェック項目 10-2)

過去 5 年以内に、必須事項 10-1 で列挙した上記申請商品が関連する法規制に違反し

たことがあるが、現在は当該法規制に違反していない

過去5年以内に、必須事項10-1で列挙した上記申請商品が関連する法規制に違反したことはない

<必須事項10-3>

申請商品に適用される、当該申請商品に固有の法規制があれば、それらを申請者提出書類の対応箇所の以下のように設けられた空欄中にすべて挙げてください（上記必須事項10-1で既に挙げた法規制は除きます。）（行数は自由に増やしてください）、また、その内容を説明する資料を、（添付資料10-3）として、添付してください。

--

<必須事項10-4>

申請商品が、上記必須事項10-1に記載の法規制を順守していることの証しとなる資料、及び、上記必須事項10-3に記載の法規制を順守していることの証しとなる資料を、（添付資料10-4）として、添付してください。

## 2. 申請商品に固有の優れた品質や申請商品に係る受賞歴等について

申請商品の優れた品質や受賞歴等については日本品質・真正品認証・登録における必須の要件ではありませんが、審査にあたって重要な参考情報となります。したがって、以下に示す項目のそれぞれの求めに応じて、申請者提出書類のチェック項目欄にチェックを行い、記述欄に記述を行い、また、添付が必要とされた資料について、(別添資料3) 添付資料整理表(以下、「整理表」という。)への記入を行ったうえ、その添付を行ってください。

例えば、具体的な各要件に係る<必須事項>について、チェック項目の該当項目にチェックをし、また、当該チェックに対応する<必要事項>のそれぞれに関して、申請者提出書類の該当の記述欄への記述や、整理表に記入を行ったうえでの各資料の添付を行ってください。

尚、資料の添付を行う場合、添付資料整理表(別添様式3)に必要事項を記入し、その記入上の注意点にしたがって、それらをまとめてご提出ください。

### 要件11.

申請商品に固有の優れた品質の明示

#### <必須事項11>

申請商品に固有の優れた品質の有無について、申請者提出書類の次に示すチェック項目11のいずれかにチェックを行ってください。そして、「有る」にチェックを入れた場合には、その直下に示された必要事項11-1にしたがってください。

(チェック項目11)

有る

#### <必要事項11-1>

申請商品に固有の優れた品質について、申請者提出書類の対応部分の以下に示すような空欄中に概要を示し(行数は自由に増やしてください)、その証しとなる資料を、(添付資料11-1)として、添付してください。

--

無い

要件 1 2.

申請商品に係る受賞歴

< 必須事項 1 2 >

申請商品に係る受賞経験の有無について、申請者提出書類の次に示すチェック項目 1 2 のいずれかにチェックを行ってください。そして、「有る」にチェックを入れた場合には、その直下に示された必要事項 1 2 - 1 にしたがってください。

(チェック項目 1 2)

有る

< 必要事項 1 2 - 1 >

申請商品に係る受賞歴について、申請者提出書類の対応部分の以下に示すような空欄中に示し（行数は自由に増やしてください）、当該賞の概要を説明する資料を、（添付資料 1 2 - 1）として、添付してください。

--

無い